

平成30年10月24日

放送受信料にかかる強制執行の申し立てについて

NHKは本日、9都県の13人について、放送受信料の回収のため、強制執行の申立書をその所在地を管轄する地方裁判所に発送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただいております。9月21日までに強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

【申し立ての概要】

対象者 9都県13人

(茨城県1、栃木県1、東京都4、新潟県1、山梨県1、愛知県2、香川県1、大分県1、鹿児島県1)

数字は人数

※ 予告は平成30年9月21日までに実施済み